



酒類製造免許の免許要件誓約書

税務署長

申請（申出・申告）製
造場の所在地及び名称

申請（申出・申告）者が個人の場合

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出・申告）
者の住所)

(氏 名)

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(法定代理人氏名)

令和 年 月 日

(法定代理人住所)

(法定代理人氏名)

(申請（申出・申告）
者との関係)

申請（申出）者が法人の場合

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出）
者の所在地)

(名称及び代表者氏名)

下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(役職及び氏名)

(役職及び氏名)

(役職及び氏名)

代表取締役

取締役

取締役

監査役

支配人

令和 年 月 日

(名 称)

(代表者氏名)

(別紙1及び2を添付してください。)



酒類製造免許の免許要件誓約書 (別紙 1)

誓約項目	申請者等の誓約内容			順号
	申請 (申出・申告) 者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条 1号から 8号関係 (人的要件)	/			—
1号関係 申請 (申出・申告) 者が酒税法 (12条 1、2、5、6号、13条、14条 1、2、4号) の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請 (申出・申告) 時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
2号関係： 申請 (申出・申告) 者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請 (申出・申告) でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法 (12条 1、2、5、6号、13条、14条 1、2、4号) の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3号関係： 申請 (申出・申告) 者が未成年者のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)	/		③
4号関係： 申請 (申出) 者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)	/		④
5号関係： 支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい・いいえ	/		⑤
6号関係： 申請 (申出・申告) 者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ	/		⑥
7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請 (申出・申告) 時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
7号の2 関係 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請 (申出・申告) 時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
8号関係 拘禁刑以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請 (申出・申告) 時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
【理由等】	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	
2 酒税法10条 9号関係 (場所的要件)	/			—
申請製造場が取締上不適当と認められる場所でない。	/			⑩
申請製造場が、酒場、料理店等と同一場所でない。 [申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合] 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。 また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。	はい・いいえ	/		
【理由等】	はい・いいえ	/		



酒類製造免許の免許要件誓約書 (別紙 2)



誓約項目	申請者等の誓約内容			順号
	申請 (申出・申告) 者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係 (経営基礎要件)				—
(注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				
(1) 申請 (申出) 者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑪
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑫
ロ 申請 (申出) 前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑭
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑮
ホ 酒税に係るある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑯
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑰
ト 酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。	はい・いいえ			⑱
チ 今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請 (申出) 書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多いほうの価額以上の担保を提供する能力がある。	はい・いいえ			⑲
リ 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑳
(3) 申請 (申出) 者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			㉑
(4) 申請 (申出) 者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵に必要な設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。	はい・いいえ			㉒
(5) 申請 (申出) 者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。	はい・いいえ			㉓
【理由等】				
4 酒税法10条12号関係 (製造技術・設備要件)				
(1) 申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。	はい・いいえ			㉔
(2) 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。	はい・いいえ			㉕
【理由等】				